

「緊急事態宣言」の解除に伴う市立学校の対応について（10/1～10/14）

1 学校運営の基本方針について

- 小学校，中学校，義務教育学校で実施している分散登校は，9月30日をもって終了する。
- 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～(2021.4.28Ver.6)（以下「文科省マニュアル」という。）」の「レベル2の行動基準により，引き続き，感染拡大防止対策を実施すること。

2 基本的な感染拡大防止対策の徹底について

- 発熱等の風邪症状がある場合には，児童生徒も教職員も，自宅で休養することを徹底し，かかりつけ医等の医療機関を受診するよう促すこと。また，同居の家族に同様の症状がみられる場合も，登校，出勤をしないこと。
- 基本的には常時マスクを着用し，咳エチケットを徹底すること。なお，気候の状況等により，熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は，マスクを外す。その際は，換気や児童生徒の間に十分な距離を保つなどの配慮をすること。
- 給食について，配食を行う児童生徒及び教職員は，マスクを着用し衛生的な服装をすること。また，手指を確実に洗浄したかを点検し，食べる際には，机を対面ではなくスクール形式にする，会話を控えるなどの対応を行うこと。
- 教室等における常時換気（難しい場合には30分に1回以上，少なくとも休み時間に窓を全開）を行うこと。

3 活動場面ごとの感染拡大防止対策について

(1) 各教科における学習活動について

- レベル2の状況にあることを踏まえ，可能な限り感染症対策を行った上で，リスクが低い活動から徐々に実施すること。（文科省マニュアル P.54～）
- 感染リスクの高い活動（グループワーク，調理実習，接触する運動等）における児童生徒の「接触」等については，できるだけ避け，実施する場合には一定の距離を保つなど工夫すること。
- 児童生徒や教職員の感染により，いつ臨時休業又は自宅待機等の対応が必要となっても，オンライン授業や課題の配信等ができるよう，日常的にデジタル機器を活用すること。

(2) 部活動について

- 可能な限り感染症対策を行った上で、リスクの低い活動から徐々に実施すること。
- 活動を実施していなかった期間を考慮し、生徒の体調面に配慮しながら通常の活動（練習試合・合同練習を含む。）に移行すること。
- 生徒の自主的、自発的活動であることを踏まえ、生徒、保護者の同意を得た上で実施すること。
- 部活動の前後においても3密を避け、更衣室に入る人数の制限、短時間の利用、換気扇の常時運転等の対応を徹底すること。

(3) 学校行事について

- 各行事の意義や必要性を確認しつつ、その実施に当たっては、開催時期、場所、時間及び開催方法等について、感染拡大防止の措置を講じるよう十分配慮すること。
- 修学旅行や遠足等、校外における活動は、行先の感染状況等を踏まえ慎重に実施を検討すること。